



Inclusive support

地域包括支援センター

行方市地域包括支援センター（玉造保健センター内）

☎0299-55-0114

いつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、
高齢者やご家族の皆さんを、医療・保険・介護および福祉など、
さまざまな方面から総合的に支援します。

成年後見制度を利用してみましょう！

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分でない人の預貯金の管理（財産管理）や、日常生活でのさまざまな契約など（身上監護）を支援していく制度のことを言います。

●このような人が利用しています！

- ・最近もの忘れがひどくなってきたので、財産管理などが不安…。
- ・認知症で一人暮らしの母を悪質商法から守りたい。
- ・認知症で施設に入所した父の財産を処分して、入所の費用にあてたい。

●成年後見制度は2種類あります。

法定後見制度

※家庭裁判所が後見人等を選任します。



判断能力が
常に
欠けている人

成年後見人



判断能力が
著しく
不十分な人

保佐人



判断能力が
不十分な人

補助人

任意後見制度

※将来に備えて、あらかじめ自分で決めておく制度です。



判断能力は
今は大丈夫

任意後見人

財産管理

高齢者本人の預貯金の管理、不動産など財産に関する契約などについての助言など



身上監護

介護や福祉のサービス利用や、医療・福祉施設への入退所の手続き、費用の支払いなど、日常生活にかかる契約



●申し立てができる人

本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長（本人の福祉を図るために特に必要があると認めるとき）

地域包括支援センターでは、成年後見制度についての相談の他、申し立ての支援も行っています。どのような制度が詳しく知りたいという方は、ぜひ地域包括支援センターにご相談ください。